

## ～両立支援促進員による支援～

私たち、両立支援促進員が、職場における治療と職業生活の両立支援をお手伝いします。支援は無料で行っています。千葉産業保健総合支援センターにご連絡ください。

また、当センターでは、事業者、人事労務担当者や産業保健スタッフ等を対象とした研修・セミナーも実施していますので併せてご活用ください。

### ＜支援内容＞

#### 1 事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ、患者(労働者)からの両立支援に関する相談

電話等において、患者(労働者)に係る健康管理、就業上の配慮事項、両立支援を行うための職場環境整備(事業場内の体制づくり、規程・制度の整備等)への相談に対応します。



#### 2 事業場への個別訪問支援



事業場における治療と職業生活の両立支援に取り組もうとする事業者からの要請を受けて事業場を訪問し、以下の事項に対して具体的な助言や支援を行います。

- ① 管理監督者や従業員を対象とした「がん」についての知識を広める教育
- ② 事業場の状況にあった「企業内の体制づくり」や「規程・制度(柔軟な年休制度、病気休暇制度等)の見直し」などの職場環境整備の助言
- ③ その他、事業場の状況に合った両立支援の進め方の具体的な助言等の支援

#### 3 患者(労働者)と事業場との個別調整支援

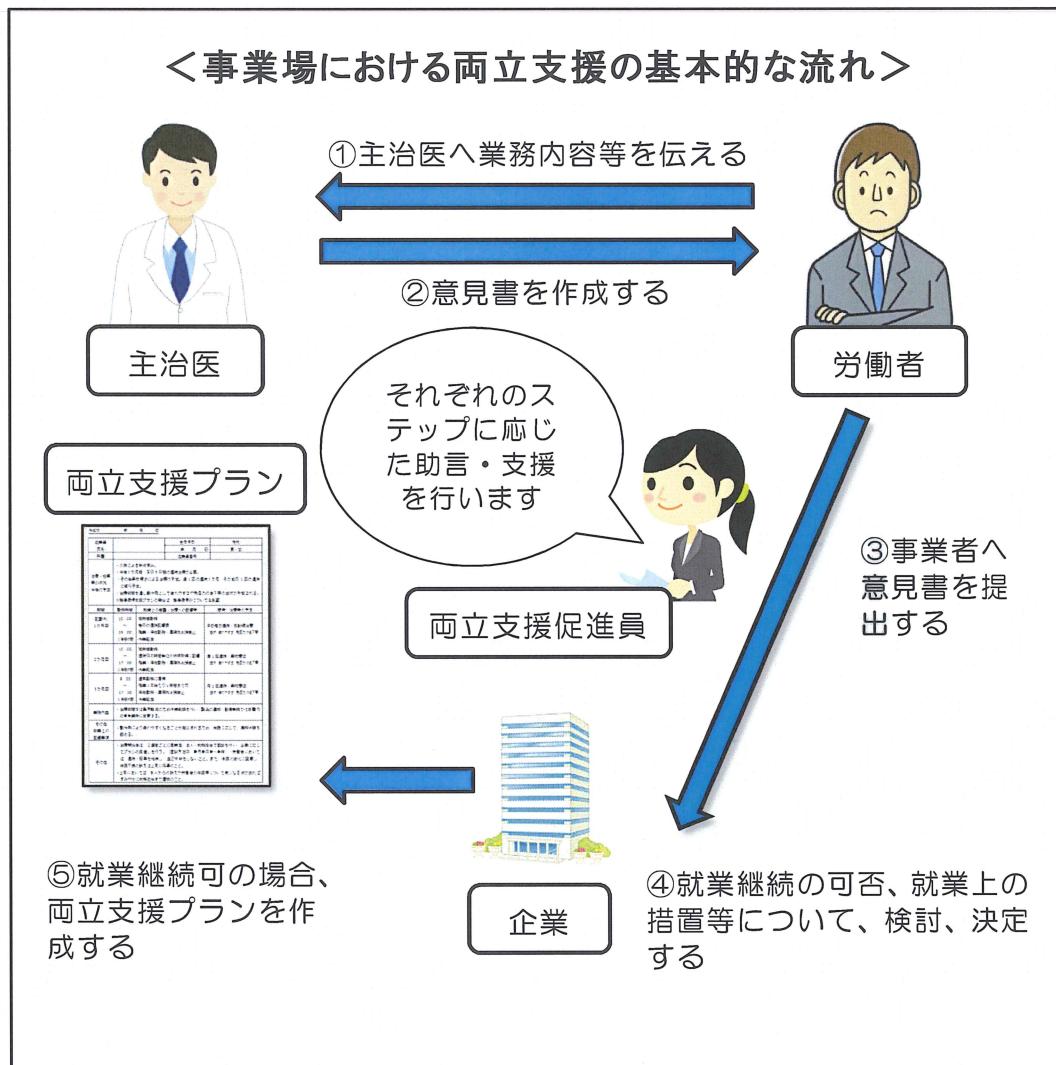
患者(労働者)が治療を継続しながら就労したいとの申し出を事業者に申し出たときや、休職している患者(労働者)が職場復帰を申し出たときの、以下の事項に際して、事業者と患者(労働者)との間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行います。

- ① 事業者が決定する両立支援にかかる就業上の措置等に対する助言
- ② 両立支援の具体的な内容及びスケジュール等を取りまとめた計画(「両立支援プラン／職場復帰支援プラン」)を作成したいとき
- ③ その他、個別調整支援に係ること

## ～両立支援の基本的な流れ～

両立支援促進員が、労働者や事業者からの申し出により、医療機関と連携し、企業と労働者間の調整をします(前記 3 の「患者(労働者)と事業場との個別調整支援」参照)。

※この支援を受けるためには、労働者ご本人の同意を得ていることが条件となります。



- ① 両立支援を必要とする労働者が、勤務情報等を主治医に提出する。
- ② 主治医は意見書を作成し、労働者へ渡す。
- ③ 労働者は、主治医から得た治療への配慮等の意見書を事業者に提出する。
- ④ 事業者は、主治医の診断書／意見書を基に、就業継続の可否、就業上の措置および治療に対する配慮に関する産業医の意見を聴取の上、検討し、決定する。
- ⑤ 事業者が就業継続可能と判断した場合、就業上の措置および治療に対する配慮等を「両立支援プラン／職場復帰支援プラン」として取りまとめる。